

たいせつに みずはみんなの たからもの

安心で安全な水道水は、私たちの生活に欠かすことのできない大切な資源です。6月1日(土)～7日(金)の水道週間に合わせて、市の水道水供給の取り組みを紹介します。また、水道週間啓発事業として、給水栓パッキンの無料配布を行います。

詳しくは、**■上下水道局(☎2504)**へ。



安全で安心な水を供給するために

市は、安全で安心な水を供給するため、51項目の水質検査により、徹底した水質管理を行っています。また、水道水の中の放射性物質の測定を定期的実施し、測定結果を市ホームページに掲載しています。その他、配水管の洗浄を計画的に行っています。

道路には、数多くの給・配水管が埋設されています。老朽化による漏水を防ぐため、市は、定期的に管の布設替を行っています。道路上の漏水は、大きな事故の原因となりますので、漏水を見かけた場合は、少量でも上下水道局へ連絡してください。

水道メーターの検針にご協力を

検針は、2カ月に1度、1日から13日の間に実施します。正確に能率よく検針ができるよう、次のことに協力をお願いします。

- ▷増改築などで水道メーターが屋内や床下にならないようにする
- ▷メーターボックスの上に車や物を置かない
- ▷メーターボックスの中はいつもきれいにする
- ▷犬は出入り口やメーターボックスから離れてつなぐ

給水装置工事は指定工事業者で

次の工事を行う場合は、必ず市指定給水装置工事業者へ依頼してください。指定業者以外に依頼したり、自分で工事を行うことは、市の条例違反となります。

- ▷給水装置の新設
- ▷給水装置の改造・修理・撤去
- ▷水道メーターの口径変更

次の場合は事前に上下水道局へ連絡を

- ▷水道使用の開始・休止
- ▷水道のある家屋を取り壊す
- ▷長い間、水道を使わない
- ▷使用者や所有者の変更
- ▷料金振替口座の変更・解約
- ▷料金請求先の変更

給水栓パッキンの無料配布

配布日時 6月3日(月)～7日(金)午前9時～午後5時
配布場所 **■**業務課、各行政センター
配布数 水道使用契約者1人に対し2個まで
 ※数に限りがあります ※水栓の種類によっては使用できない場合があります

水道料金の一部を減免します

■総務経営課(☎2504)

令和6年4月から水道料金が改定されました。料金改定にあたり市民生活への影響を軽減するため、13mmおよび20mm口径の水道メーターを使用している人を対象に、水道料金の一部を減免します。

※減免を受けるために必要な手続きはありません

対象期間 令和6年6月検針分から11月検針分まで6カ月分

対象となる料金 基本料金を半額減免
 ※従量料金および下水道使用料は免除の対象外です

(別表) 減免後の基本料金(2カ月分・税込)

水道メーター口径	減免前	減免後
13mm	2,530円	1,265円
20mm	2,640円	1,320円